



ひとり親家庭にエールを届ける

# YELLながさき通信

長崎県ひとり親家庭等自立促進センター

2016年3月

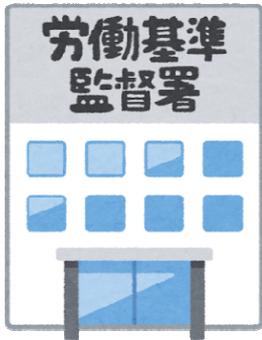
No.10

## 特集

### 働くときに必要な基礎知識 ～就業規則・賃金など～

前回は、働くときに必要な基礎知識として、「労働契約」をご紹介しました。今回も引き続き賃金・就業時間・解雇などについての基礎知識をご紹介したいと思います。

#### ■就業規則のきまり



就業規則と言うのは、「始業・終業時間」「休憩時間」「休日」「賃金」「賃金の支払い方法」「賃金の締め切りと支払日」などの規則が規定されている書類です。

常時10人以上の労働者を雇用している会社は必ず就業規則を作成し、労働基準監督署長に届け出なければいけません。

また、就業規則の作成・変更をする際には必ず労働者側の意見を聴き、その内容は、法令や労働協約に反してはなりません。

また、就業規則は、休憩室や食堂など社員が見やすい場所に備え付ける、各社員に配布する、パソコンを通していつでもどこでも見られるようする、といった方法により、社員に周知させなければならないことが定められています。

#### ■賃金についてのきまり(最低賃金)

会社が支払う賃金については、「最低賃金法」によって、最低額が定められています。その額も都道府県ごとに決まっていて、正社員、派遣社員、契約社員、パートタイム労働者、アルバイトなどの働き方の違いにかかわらず全ての労働者に適用されます。※長崎県は、時給694円(平成28年3月現在)。

この最低賃金は、たとえ労働者が最低賃金額以下で働くことに同意してしまったとしても、その約束は法律によって無効となり、最低賃金額と同額の約束をしたものとみなされます。ですので、最低賃金との差額を後から請求することができます。

#### ■労働時間・休憩・休日のきまり

労働基準法では、1日の労働時間を8時間以内、1週間の労働時間を40時間以内と定めています。

さらに、会社は1日の労働時間が6時間を超える場合には少なくとも45分、8時間を超える場合には少なくとも60分の休憩を勤務時間の途中で与えなければいけません。

また、休日についても毎週少なくとも1回、あるいは4週間を通じて4日以上与えなければならないことが決められています。



## ■仕事を辞めさせられるときのきまり(解雇)

解雇とは会社からの一方的な意思表示による労働契約の解除のことで、会社がいつでも自由に行えるというものではありません。その解雇に客観的かつ合理的な理由があり、社会通念上相当と認められることが必要です。これは、社員はもとよりアルバイトやパート・契約社員であっても関係ありません。

また、納得できる理由であっても、解雇を行う際には、少なくとも30日前に解雇の予告をする必要があります。30日前に予告をしない場合、会社は30日以上平均賃金を支払わなければなりません。

### まとめ ～安心して気持ちよく働くために～

2回にわたって『働くときに必要基礎知識』をご紹介してきました。働く上での疑問や問題が、労働問題や法律違反だったりすることもあります。「エールながさき」では、弁護士などによる労働・法律相談を受け付けております。自分だけの些細なことだから…、自分さえ我慢すれば…など、ひとりで悩む前に、お気軽にご相談ください。

## ■自立のためのエール！

『YELLながさき』ホームページのご案内 <http://www.yell-nagasaki.jp/>



YELLながさきでは、ホームページを開設しています！

ひとり親家庭のための支援制度、職業訓練・講座などの情報を発信中です。メインメニューより、「エールながさきのご案内」、「講習会・セミナー情報」、「フェイスブックページ」、「YELLながさき通信」、「メールマガジン」、「お役立ち情報」、「ニュース」、「メール相談」などからそれぞれの情報を見ることができます。

### ◆メール相談

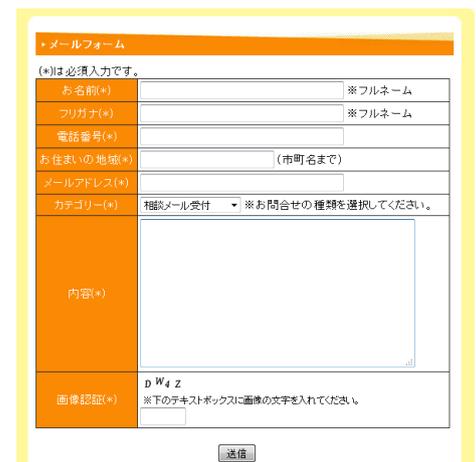
遠方の方や日中は仕事で相談が聞きにくい方についても、メールにて相談を受け付けております。 <http://www.yell-nagasaki.jp/contact>

※携帯およびスマートフォンで相談される場合、迷惑メール拒否設定をされている方は「ドメイン指定受信」に「nagasaki-shi-boshikai.jp」を追加して送信ください。

### ◆講習会・セミナー情報

来年度は、県内3か所で介護職員初任者研修を計画しています。

開催地・日程等決まりましたら、メールマガジン、ホームページ等でご案内いたします。 <http://www.yell-nagasaki.jp/seminar>



*メールフォーム	
(*)は必須入力です。	
お名前(*)	※フルネーム
フリガナ(*)	※フルネーム
電話番号(*)	
お住まいの地域(*)	(市町名まで)
メールアドレス(*)	
カテゴリ(*)	相談メール受付 ※お問合せの種類を選択してください。
内容(*)	
画像認証(*)	D W 4 Z ※下のテキストボックスに画像の文字を入れてください。
送信	

「メール相談フォーム」

発行

### 長崎県ひとり親家庭等自立促進センター (YELLながさき)

〒852-8108 長崎市川口町13-1 長崎西洋館2階 長崎県総合就業支援センター内

TEL 095-813-0800 FAX 095-848-1112 ホームページ <http://www.yell-nagasaki.jp>

運営主体：一般社団法人 長崎市ひとり親家庭福祉会